

東郷町指定管理者の候補者選定指針

平成20年10月
(平成29年4月改訂)

東 郷 町

目 次

I	基本的な考え方	1
II	選定の流れ	1
III	申請関係書類の審査	1
1	資格審査	2
2	項目審査	2
IV	審査方法	2
1	審査	2
2	配点	3
3	評点の決定方法	3
V	選定結果の公表	3

参考：(標準様式)

別紙1 指定管理者候補者選定基準表

別紙2 項目評価表

別紙3 指定管理者（候補者）の選定結果について

東郷町指定管理者の候補者選定指針

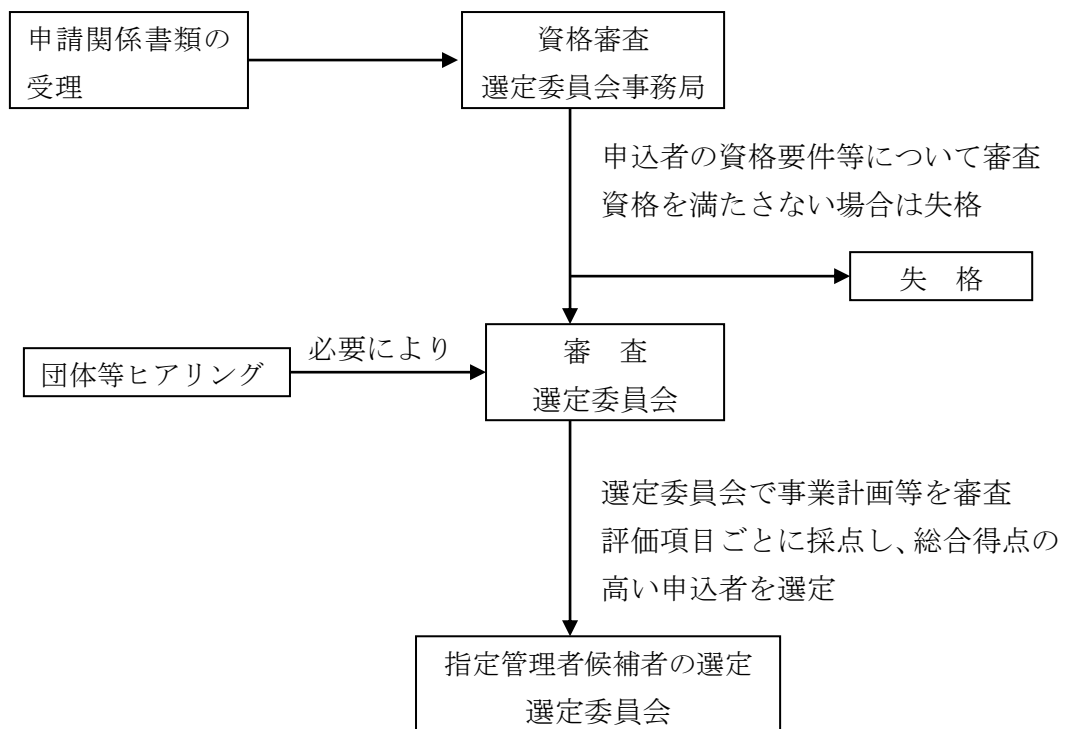
平成29年4月改定

I 基本的な考え方

指定管理者の候補者選定指針は、東郷町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第17号。以下「条例」という。）に基づき、候補者選定に係る運用上の基本的な事項を定め、東郷町公の施設の指定管理者制度運用基準（平成29年4月改定）に沿って、候補者を選定する場合の事務処理の適正化に資するものである。

II 選定の流れ

基本的な選定の手順等については、次のとおりとする。



III 申請関係書類の審査

指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、申請者が提出する申請関係書類の審査を行い、以下の選定基準に基づき、総合評点方式によって得られた数値を参考に選定委員（以下「委員」という。）の協議により、候補者を選定する。

1 資格審査

選定委員会事務局（施設所管課）は、申請者が提出する申請関係書類に基づき資格審査を行う。資格審査は法人その他の団体及びグループの構成員全員を行うものであり、公募要項等における資格要件を全て満たすことが必要である。

(1) 基本的な資格要件

申請者は資格審査基準日に以下の要件に該当する場合は、資格要件を満たさないため失格とし、審査の対象とすることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し等を受けたことがある者

ウ 法人税、県内事業所に係る法人事業税及び町税を滞納している者

エ 指定管理者による施設の管理を地方自治法第92条の2、第142条及び第180条の5第6項に規定する町に対する請負とみなした場合において、当該各条のいずれかに規定する兼業禁止の規定の適用を受けることになる者

(2) 資格審査基準日

申請日現在

2 項目審査

選定委員会は、条例に規定する下記の選定基準に基づき定めた審査項目により審査を行い、評価に応じて評点を与えるものとする。

ただし、指定管理者の候補者を公募によらず特定の団体等を候補者として選定する場合には、委員の協議により総合的に判断を行うものとする。

なお、基本的な審査項目は別紙1のとおりとする。

[選定基準]

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持管理及び管理に要する経費の縮減が図られること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長が別に定める事項

IV 審査方法

1 審査

選定委員会において、申請者の各審査項目の内容について、必要に応じて申請者のヒアリングを行い、これらを踏まえ評定を行うものとする。

委員は審査項目について、各自下記3の考え方により評点を付設し、配点比率に

よる評点集計を行った後、選定委員会として候補者を選定し、町長に報告するものとする。

なお、基本的な報告様式は別紙2のとおりとする。

2 配点

各審査項目に対する配点比率は、施設の設置目的や性格等を踏まえ、その項目の必要度・重要度に応じて、その都度、選定委員会が定めるものとする。

3 評点の決定方法

審査項目に対して、条例に規定する選定基準に基づき、施設ごとに募集要項等で示す基準（町が求める業務の水準等）を標準として、以下の考え方により評点を付設し、配点比率により決定する。

評点の考え方	評点数
特に優秀	5点
優秀	4点
普通	3点
少し劣る	2点
劣る	1点

V 選定結果の公表

施設所管課は、候補者選定結果を以下により公表するものとする。

(1) 申請者への通知

全ての申請者に対し、申請に係る選定結果を通知するものとする。

(2) 公表

選定結果は、ホームページで公表するものとする。ただし、選定団体以外の応募団体名は公表しない。

なお、基本的な公表様式は別紙3のとおりとする。